

児童福祉法の改正について(案) (保育の実施に係る事項)

(中間とりまとめを踏まえ、事務局で作成した現時点におけるイメージ案であり、今後、更なる法制的な検討が必要である。)

平成23年11月24日

第16回 基本制度ワーキングチーム資料

【論点：第24条の改正について】

< 基本的な考え方 >

中間とりまとめにおいては、新システムにおける市町村の責務として、下記の5つの事項が掲げられている。

- ・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・ 質の確保された給付・事業の提供
- ・ 給付・事業の確実な利用の支援
- ・ 事業の費用・給付の支払い
- ・ 計画的な提供体制の確保・基盤整備

新システムの**実施主体である市町村**がこれらの事項を**適切に実施し**、**子どもが確実に学校教育・保育を受けることができる**ための仕組みとすることが必要であり、そのような視点から、現在の児童福祉法第24条に規定されている内容について、児童福祉法と新システム法の2法において対応する。

< 改正の方向性 >

現在の児童福祉法第24条に規定されている事項は、おおむね下記のとおり。

- ・市町村による保育の実施義務、直接実施
- ・保育の対象者(「保育に欠ける」要件)
- ・市町村と保護者の契約による保育実施
- ・市町村による利用者への施設の情報提供
- ・定員超過時の市町村による選考
- ・虐待事例等特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育利用の勧奨

これらの事項については、

児童福祉法には、保育を必要とする子どもに対し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるするという全体的な責務規定に加えて、虐待事例など特別な支援を必要とする子どもに対する利用の勧奨や入所の措置など、子どもの保護のため取るべき更なる対応に関する規定を設け、保育の利用保障を全体的に下支えするとともに、

新システム法には、児童福祉法をベースとして、確実な給付の保障を行う観点から、市町村による計画的な保育の整備、個人給付・権利保障、契約による利用手続・利用者支援等の規定を設け、確実な給付の保障を図る、

ことにより担保しつつ、子どもの権利保障を確実なものとしていく。

新システムにおける児童福祉法の改正の方向性（イメージ）

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

改正後の児童福祉法

虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する**市町村**による**保育の措置**
【新設・現行は規定なし】

虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援

新システム法とあいまって、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講ずる市町村の全体的な責務

新システム法に基づく保育、措置などの子どもの保護のための保育が確実に提供されるよう、関連施設・事業の連携及び調整を図る体制整備に関する市町村の責務

新システム法

全市町村における**市町村計画**の**策定**を**義務付け**、**計画的な保育整備**【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

こども園給付（仮称）等による個人給付と権利保障の法定化

公的契約等による市町村の適切な関与の下、利用者の選択に基づく給付の保障

・契約内容、手続の法定化による、市町村の関与の下での適切な契約の締結

・待機児童発生時などにおける市町村による利用調整、あっせん質の確保された給付の提供についての市町村の責務



現行の児童福祉法によりカバーされている項目

【児童福祉法24条の各規定の取扱いに関する考え方について(案)】

第1項

- ・保育の実施に係る規定であり、前ページまでの方向性に沿って改正(具体的な改正内容は以下の通り)
 - 「保育に欠ける」:子ども・子育て新システムの趣旨を踏まえ、保育の提供に当たっては必要性が認定されること等が要件となることから、所要の改正を行う。
 - 「保育所において保育しなければならない」:従前の直接実施の原則に代わり、保育所のみならず多様な施設・事業により保育を提供することとなることから、所要の改正を行う。
 - 「保護者から申込みがあったとき」:保育の必要性に係る認定、契約に関しては新システム法に規定し、また、措置による入所の場合、申請の概念がないことから削除する。
- ただし書:新システムにおいては、保育に係る給付の保障、市町村計画に基づく保育の計画的整備が求められることから削除する。

第2項

- ・保育の契約手続きに関する規定であり、新システム法において保護者と施設間の公的契約として規定。
(新2項は現第4項の規定(虐待事例など特別な支援が必要となる子どもに対する利用支援、勧奨)に置換)

第3項

- ・定員を超える申込みがあった場合の市町村による選考規定であり、新システム法において、応諾義務に加えて定員超過の場合は国の基準に照らして施設が選考を行う旨を規定
(新3項は、虐待事例など特別な支援が必要となる子どもに対する入所措置に置換)

第4項

- ・虐待事例など特別な支援が必要となる子どもに対する利用支援、勧奨に関する規定であり、引き続き児童福祉法第24条に規定(新第2項)

第5項

- ・保護者に対する保育所に係る情報提供に関する規定であり、新システム法において規定するため削除

< 参考・現行の児童福祉法第24条 >

(保育の実施)

第24条 **市町村は**、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の**保育に欠ける**ところがある場合において、**保護者から申込みがあつたときは**、それらの児童を**保育所において保育しなければならない**。**ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。**

前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。